

「四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 第6期計画」（素案）に係る
パブリックコメントにおける意見の概要と市の考え方

平成26年12月22日（月）から平成27年1月20日（火）に「四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 第6期計画」（素案）に係るパブリックコメント（市民参加条例に基づく意見提出手続）を行ったところ、以下のとおり、意見の提出がありました。

- 提出者数 1人
- 意見件数 10件

意見の概要とその意見に対する市の考え方をまとめましたので公表します。

I 計画の各項目に関する意見 0件

II 計画全般に関する意見等 1件

NO.	意見の概要	市の考え方	掲載頁	原案修正	担当課
1	<p>計画の策定にあたっては、総合計画の3層構想である基本構想（1期10年計画）、基本計画（1期5年計画）、実施計画（1期3年計画）で見直しをすることが大切である。</p> <p>この計画書は3層構造制を知識として入っていない手法であると推測したい。</p>	<p>四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、四街道市総合計画の基本目標1の「だれもが健康でいきいきと暮らせるまち」との整合性を図り、四街道市地域福祉計画の理念や方向性を実現するための具体的な取り組みを示しています。</p> <p>また、計画は介護保険法第117条の規定により3年ごとに策定することとなり、計画の策定にあたりましては、計画期間の中で具体的に取り組んできた施策の評価を行い、市民アンケートの結果も踏まえ、次期計画の中で実施すべき施策を位置づけています。</p>	—	無	高齢者支援課

III 計画以外に関する意見 9件

※以下は、計画（素案）に直接関係するものではないため、市の考え方は示していません。

No.	意見概要
1	生涯学習理念の浸透
2	法令をやらないことが道路の悪化、バリアフリー化、移動の円滑化を阻害している。
3	まちづくりが勝手にまちづくりとなり、市民のための市民による防災を、防犯を目標としたまちづくりがない。
4	歩道は県道以下狭いか無いか、また一車線道路の内3.5～3.9mの有効幅員の検討未熟が解消されない。老人障害者、老人、障害者は必死で歩行、自転車運転をしている。
5	高齢者障害者、障害者を重点とした法律への挑戦が少ししかされていない。平成18年12月施行で平成26年12月現在実施した道路は見当たらない。「知らないことはやらないことだ」が浸透している実情がこうさせている証左である。またグループ制に対する理解がなく、部長、課長の自己研修力がなく権限の使用が無いことが不適の結果が表に出ず住民のツケとなっている。このような事務は平成27年4月1日からは全廃し能力ある者と無い者の格差の採用と評価の採用をすべきである。不平等の平等はあってはならない悪習である。他市町村でグループ制採用の政府はこの差が激しい。職務権限制で不明のことは自分で探求して前進することが専念であることを理解すべきである。こうしないためにツケは住民であるこれでよいまちが出来るでしょうか。
6	事務のやり方が自分はやらない。住民にやらせるという主権者の位置づけとして信託した者に対する委託がなく代表者を使用者とする住民の位置づけが逆用されていることは早々に改善すべきと申し入れる。
7	子育て支援事業は、児童福祉法時代からやっているのに、8年前に施行された法令が多出とは目的がわからない。
8	受胎から10ヶ月間の管理も必要である。しかしこれがないまた3歳までの教育（しつけ）が大切ですがこれらはどうしますか。
9	児童福祉法では、新生児、乳児とした1ヶ年未満も入っています。子ども・子育て支援法は児童福祉法での子育て支援事業に対する給付と足りない支援を行うことと解釈できます。皆さんの考え方と合致しますか。